

令和5年5月橋本市議会臨時会会議録（第2号）

令和5年5月16日（火）

議事日程第2号

令和5年5月16日（火） 午前9時30分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 広報広聴特別委員会の設置について
- 日程第3 承認第1号 専決処分事項の承認について（令和4年度橋本市一般会計補正予算（第10号））
- 日程第4 承認第2号 専決処分事項の承認について（橋本市税条例の一部を改正する条例）
- 日程第5 承認第3号 専決処分事項の承認について（橋本市都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 日程第6 議案第1号 令和5年度橋本市一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第7 議案第2号 令和5年度橋本市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第8 議案第3号 工事請負契約の締結について
- 日程第9 議案第4号 工事請負契約の締結について
- 日程第10 議案第5号 訴訟上の和解について
- 日程第11 橋本伊都衛生施設組合議会議員の選挙
- 日程第12 橋本周辺広域市町村圏組合議会議員の選挙
- 日程第13 伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合議会議員の選挙
- 日程第14 伊都郡町村及び橋本市児童福祉施設事務組合議会議員の選挙
- 日程第15 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 広報広聴特別委員会の設置について
- 日程第3 承認第1号 専決処分事項の承認について（令和4年度橋本市一般会計補正予算（第10号）） から、日程第10 議案第5号 訴訟上の和解について まで
- 日程第11 橋本伊都衛生施設組合議会議員の選挙
- 日程第12 橋本周辺広域市町村圏組合議会議員の選挙
- 日程追加 伊都消防組合議会議員の選挙
- 日程第13 伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合議会議員の選挙
- 日程第14 伊都郡町村及び橋本市児童福祉施設事務組合議会議員の選挙
- 日程第15 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

議員定数 18名

出席議員 18名

1番 森 下 伸 吾 君

2番 板 橋 真 弓 君

3番	岡本喜好君	4番	梅本知江君
5番	阪本久代君	6番	高本勝次君
7番	岡弘悟君	8番	田中博晃君
9番	堀内和久君	10番	垣内憲一君
11番	岡本安弘君	12番	小林弘君
13番	田中和仁君	14番	南出昌彦君
15番	辻本勉君	16番	土井裕美子君
17番	石橋英和君	18番	中本正人君

説明員職氏名

市長	平木哲朗君	副市長	小原秀紀君
教育長	今田実君	総合政策部長	土井加奈子君
総務部長	井上稔章君	経済推進部長	北岡慶久君
		農業委員会事務局長	
健康福祉部長	久保雅裕君	危機管理監	廣畑浩君
建設部長	西前克彦君	会計管理者	大岡久子君
上下水道部長	堤健君	教育部長	堀畑明秀君
消防長	永井智之君	病院事務局長	池之内正行君
選挙管理委員会事務局長	藤岡栄次君	監査委員事務局長	櫻井康雄君
財政課長	三浦康広君	政策企画課長	中岡勝則君

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	福井直記	議会事務局次長	笹山奨
議事調査係長	長谷川裕子		

(午前9時30分 開議)

○議長(森下伸吾君) 皆さん、おはようございます。

ただ今の出席議員は18人で全員であります。

○議長(森下伸吾君) これより本日の会議を開きます。

この際、報告をいたします。

5月15日に開催されました各常任委員会及び議会運営委員会における正副委員長の内選の結果、総務経済委員会委員長に南出昌彦君、副委員長に田中和仁君。

文教厚生建設委員会委員長に堀内和久君、

副委員長に垣内憲一君。

議会運営委員会委員長に土井裕美子君、副委員長に板橋真弓君がそれぞれ選任されました。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(森下伸吾君) これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において5番 阪本君、17番 石橋君の2名を指名いたします。

日程第2 広報広聴特別委員会の設置について

○議長（森下伸吾君）日程第2 広報広聴特別委員会の設置について を議題といたします。

お諮りいたします。

議会の広報広聴に関する調査等について、8人の委員をもって構成する広報広聴特別委員会を設置し、それに付託の上、調査等を終了するまで継続調査とすることにいたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、議会の広報広聴に関する調査等については、8人の委員をもって構成する広報広聴特別委員会を設置し、これに付託の上、調査等を終了するまで継続審査とすることに決しました。

ただ今、設置されました広報広聴特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において2番板橋君、3番 岡本君、6番 高本君、10番垣内君、11番 岡本君、12番 小林君、13番田中君、16番 土井君、以上8人を指名いたします。

この際、暫時休憩いたします。

（午前9時33分 休憩）

（午前9時50分 再開）

○議長（森下伸吾君）休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、報告いたします。

先ほど開催されました広報広聴特別委員会における正副委員長の互選の結果、委員長に垣内憲一君、副委員長に岡本喜好君がそれぞれ選任されました。

以上で報告を終わります。

日程第3 承認第1号 専決処分事項の承認について（令和4年度橋本市一般会計補正予算（第10号）） から、日程第10 議案第5号 訴訟上の和解について までの8件

○議長（森下伸吾君）日程第3 承認第1号 専決処分事項の承認について（令和4年度橋本市一般会計補正予算（第10号）） から、日程第10 議案第5号 訴訟上の和解について までの8件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）おはようございます。議員の皆さまには、ご多用の中、ご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

昨日、新しい議長に森下伸吾議員、副議長に岡本安弘議員が選任されました。また、各常任委員会委員の選任も行われ、各委員会が決まりました。新しい体制がスタートするわけですが、これからも円滑な議会運営、あるいは市政各般にわたってのお力添えを頂きますようお願い申し上げます。

それでは、5月市議会臨時会に提案いたしました議案につきましてご説明申し上げます。

本議会には、専決処分事項の承認案件が3件のほか、令和5年度橋本市一般会計、特別会計の各補正予算案件が2件、工事請負契約の締結案件が2件、訴訟上の和解案件が1件、合計8件の案件を提案させていただきました。

まず、承認第1号は令和4年度橋本市一般会計補正予算（第10号）についてでございます。

歳入のみの補正となっており、3月定例市議会以降に確定した市税や地方譲与税、利子割交付金などの各交付金や地方交付税など、

歳入の増減額がそれぞれ補正した結果増収となり、その増収額相当分について、財政調整基金繰入金を減額し、歳入予算の調整をいたしました。

承認第2号の橋本市税条例の一部を改正する条例及び承認第3号の橋本市都市計画税条例の一部を改正する条例につきましては、いずれも地方税法が改正され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行ったものでございます。

ただ今ご説明申し上げました承認第1号から承認第3号までは令和5年3月31日に、いずれも急施を要したため、専決処分をしたものでございます。

次に、議案第1号 令和5年度橋本市一般会計補正予算（第1号）は、電力、ガス、食料品などの物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を支援するための経費及び自治体DX、デジタル・トランスフォーメーションを推進するための経費などについて、総額8億4,295万4,000円を増額補正するものでございます。

主なものとしましては、国の交付金を活用し、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を支援するため、学校等給食費軽減事業として、市内保育園、認定こども園等や市立小・中学校に在籍する児童生徒の保護者が負担している給食費について、本年9月から11月までの3か月間に限り無償化するための予算として、歳入では、給食徴収金など4,583万2,000円を減額し、歳出では、民生費において1,656万1,000円を予算計上いたしました。

また、同じく民生費において、国の交付金を活用し、物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担軽減を図るため、非課税世帯等を対象に1世帯当たり3万円の給付金を給付する価格高騰緊急支援給付事業として、総額2億3,070万円を予算計上するとともに、同じく国の交付金を活用し、食費等の物価高騰に

直面し、影響を特に受けた子育て世帯に対し、児童一人当たり5万円の特別給付金を支給する子育て世帯生活支援特別給付事業として、総額9,270万6,000円を予算計上いたしました。

農林水産業費では、畜産用配合飼料価格高騰の影響を受けた市内の畜産農家に対し、令和5年度の配合飼料価格安定制度の積立金相当分を支援するため、畜産飼料価格高騰対策特別支援補助金344万4,000円を予算計上いたしました。

民生費及び商工費の物価高騰対策事業者支援給付事業では、物価高騰により影響を受けている市内福祉事業者や中小企業、農家を除く個人事業主の負担軽減を図り、事業活動の継続を支援するための予算として、総額1億5,446万1,000円を予算計上いたしました。

また、商工費では、物価高騰等で減退している消費を喚起するとともに、全国に本市産品を届け、PRするため、商工業者などが消費者に直接発送した製品の送料を補助するため、橋本ふるさと便（商工）事業補助金など3,047万8,000円を計上するとともに、物価高騰の影響を受けた生活者に対しデジタルプレミアム商品券を発行し、地域消費の喚起、下支えをしつつ、市内事業者への支援を行うための予算として、地域通貨事業補助金2億6,000万円を計上いたしました。

そのほか、国のデジタル田園都市国家構想推進交付金の採択を受け、本市において電子自治体の取組を推進するため、申請手続きのオンライン化や窓口業務のデジタル化に加え、デジタル地域通貨の導入に取り組む経費として3,977万6,000円を予算計上いたしました。

以上が一般会計の主なものでございます。

次に、特別会計の主なものをご説明いたします。

議案第2号 令和5年度橋本市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、

国のデジタル田園都市国家構想推進交付金を活用し、介護認定調査の記録をデジタル化することで、介護認定の迅速化に取り組むための予算として1,446万8,000円を計上いたしました。

続きまして、議案第3号は、工事請負契約の締結についてでございます。

これは、城山小学校長寿命化改良（2期）工事に係る制限付一般競争入札を執行したところ、株式会社まえだ住宅設備が落札しましたので、請負契約を締結するにあたり、議会の議決を求めるものでございます。

議案第4号は、工事請負契約の締結についてでございます。

これは、都市計画道路小峰台垂井線外1線道路改良工事に係る制限付一般競争入札を執行したところ、永岡建設が落札しましたので、請負契約を締結するにあたり、議会の議決を求めるものでございます。

議案第5号は、訴訟上の和解についてでございます。

これは、令和4年12月に本市が原告となり訴えを提起した損害賠償請求事件について、和歌山地方裁判所において被告と和解条項の合意をしたので、議会の議決を求めるものでございます。

以上、承認3件、議案5件、計8件についてご説明申し上げました。

議員各位には、よろしくご審議の上ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森下伸吾君）市長の説明が終わりました。

これより、承認第1号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております承認第1号について、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議ありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、承認第1号 専決処分事項の承認について（令和4年度橋本市一般会計補正予算（第10号））を採決いたします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議ありませんので、本件は承認することに決しました。

次に、承認第2号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております承認第2号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議ありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、

討論を終結いたします。

これより、承認第2号 専決処分事項の承認について（橋本市税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本件は承認することに決しました。

次に、承認第3号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております承認第3号については、委員会の付託を省略したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、承認第3号 専決処分事項の承認について（橋本市都市計画税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本件は承認することに決しました。

次に、議案第1号について質疑を行います。便宜、補正予算説明書により、歳出から款

別に行います。

補正予算説明書、令和5年度一般会計補正予算(第1号)の7ページをお開きください。

まず、2款総務費、7ページから8ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ありませんので、2款を終わります。

次に、3款民生費、7ページから10ページまで、質疑ありませんか。

5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）おはようございます。

10ページの001115電力・ガス・食料品等価格高騰対策に要する経費のところで質問いたします。今まで、令和5年度は給食の無償化について、県とか国の動向を見ますということだったんですけれども、3か月とはいえ無償化に踏み切られたということはすごく評価いたします。

でも、ここで二つ質問いたします。なぜ3か月なのかということ。

もう一つは、以前に保育所の給食費の無償化、それも全員じゃなくて条件付だったんですけど、それを質問したときに、幼稚園がお弁当なので、それは難しいというふうな答弁を頂いていたんですけれども、今回の場合、幼稚園のことが入っていませんでしたので、その辺はどのように検討されたのかお尋ねします。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）ただ今のご質問にお答えします。

まず、3か月というところにつきましては、国の交付金の額から鑑みまして、あくまで臨時的措置ということで3か月というふうにさせていただいております。

また、幼稚園に通うお子さまの支援につきましては、お弁当を持参していただいております。

んですけれども、給食費として徴収していないため、今回の措置には盛り込んでおりません。

以上です。

○議長（森下伸吾君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）今回には幼稚園は入っていないんですけれども、次の機会に何らかの形で検討するという事はないんですか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）現在のところその予定はございませんけれども、国のこともまんなか社会ということで、この6月をめぐって、国のほうから何らかの動きがあるかもしれない。それを踏まえまして、また検討する余地があるのかなと思っておりますので、その辺、ご理解のほどよろしくお願いします。

○議長（森下伸吾君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ありませんので、3款を終わります。

次に、6款農林水産業費、9ページから12ページまで、質疑ありませんか。

6番 高本君。

○6番（高本勝次君）12ページの一番上の18のところなんですけれども、説明書には具体書いてなかったのが、対象の畜産農家は件数いくらぐらいと見ているのか。

二つ目に、説明書には検討になっているんですけれども、予定している実施期間をお聞きしたいことと、三つ目に、トン600円ということになっておるのが、その根拠となることを説明いただきたいと思っております。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）まず、対象となります畜産農家の数ですが、牛等を扱っているところが1件、それから、いわゆる養鶏農家が5件の合計6件になります。

あと、1トン当たり600円を補填するという

内容になるんですが、配合飼料価格安定制度積立金というのが、養鶏農家等が畜産飼養頭羽数調査によって数値というのが決められておりますので、例えばこの井上畜産、牛を扱っている農家ですと180トンというような数値が令和5年度の契約している数によって算出しておりますので、お支払いとしては、制度をつくってから1回のお支払いということになります。

期間というのは、制度を周知して1回払いでさせていただきますので、令和5年度中に1度の支払いということになります。

○議長（森下伸吾君）ほかにありませんか。

14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）同じところの畜産飼料の補助金の関係なんですけれども、これ、農家の支援ということだと思っておりますけれども、農家といっても、畜産農家だけでなく、ほかの農家もある中で、肥料等も高騰しております。そんな中で、畜産飼料の価格高騰に対する支援ということなんですけれども、価格高騰の状況というのか、そういうところを教えてくださいましたらと思います。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）まず、なぜ畜産農家だけかということなんですけれども、令和5年度当初予算の中に、農家に対するインターネット販売やふるさと便農家版ということで運用させていただいておりますので、今回の対象からは除かせていただきました。

肥料価格高騰のこれまでの経過ということなんですけれども、令和2年度末から高騰しておりますが、特にロシアのウクライナ侵攻開始後、さらに高騰したというような状況がございます。具体的な数字を申し上げますと、令和2年度10月から12月期から、令和4年度、同じ10月から12月期までの比較で、1トン当たり3万2,850円増加しているという状況をつかん

でおります。

○議長(森下伸吾君)ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君)ありませんので、6款を終わります。

次に、7款商工費、11ページから12ページまで、質疑ありませんか。

7番 岡君。

○7番(岡 弘悟君)12ページの12節の委託料、地域通貨事業導入支援等委託料、これ、以前、元議員から一般質問ありましたよね。そのときは、かなり拒否されてましたよね。僕、前も一般質問でこういう話をさせてもらったんですけど、導入していただくのはありがたい話やし、前向きにやってくれているんやなというのは分かるんですけど、そのとき全力で否定しながら、今になってやるという話をするのであれば、我々議員の立場からしたら、そのとき真剣に議論してるのかなと思ってしまいます。この前、一般質問でさせてもらいましたけど、そういうのがすごい気になるんですよ。後から出てくるというのかな。何でそのとき、ほな、真剣に議論して、前向きにやったらいいじゃないですか、やるんやったら。後出しじゃんけんみたいな形でこないして出てくるというのは何でかな。これ、何でやるように、実行するようになった経緯を教えてください。

○議長(森下伸吾君)経済推進部長。

○経済推進部長(北岡慶久君)ご質問にお答えさせていただきます。

確かに、令和2年12月議会において、一般質問の中で質問がありました。そのときには、スマートフォンを持ってない方が利用できないということや、それから導入コストや手間、決済手数料などが本当に事業費として多くかかるということで、導入は困難と答弁をさせていただきました。

ただ、その後ですが、いろいろ様々な状況が変わりつつ、特に新型コロナウイルス感染症による感染が長引いている中で、原課としましては、いろいろと制度導入できないかも含めて、答弁では否定させていただいていたものの、導入については検討を続けておりました。

そういった中で、非接触型決済の考え方というのが浸透しつつあって、また、マイナポイントの付与であるとかペイペイキャンペーンなどによって、スマホ決済等が普及する中で、当時の状況とは大きく変わってきているのではないかという認識を持っています。

また、地域通貨が全国的に事例が増える中で、導入手間などの改善が進んでいることや、地域通貨利用の手数料は必要ですが、逆に紙クーポンの印刷代や事務手間などが軽減されるということ、加えて、国、DX推進の観点から、デジタル田園都市国家構想交付金の採択を受けて、今回実施をするということに至った次第です。ご理解をお願いしたいと思います。

○議長(森下伸吾君)7番 岡君。

○7番(岡 弘悟君)きれいな答弁いただいたんですけど、一点、その理由はよく分かったんですけど、僕が言いたいのは、そのときに、やはり将来を見据えてやらないとあかんという話をずっとしている。一般質問って、みんなそうじゃないですか、提案型はね。提案型というのは、未来を見据えてみんな一般質問しとるんですよ。今現状の話をしとんじやなくてね。質問型はまた別としてね。提案するというのは、未来を見据えて議員が提案している。その未来を見据えて提案していることをそのときの状況で判断するんじゃないくて、将来の状況を判断してやるかやらへんかというのを僕は必要やということをやずっと提案しているわけであって、今の答弁聞いてた

ら、状況が整って、状況がそないなつたからできる。もちろんそうですよ、それでええんですよ。でも、そのときに、未来を見据えた上で、そういう社会が来るやろうという認識を持って、そのときに、やるとは言わんでいいですけど、検討していくというのは大事なことなんですよ。

だから、そこが僕との認識がすごくずれているんで、これ、もう導入していただけるといって、いいことやと思うんですけども、状況が変わったからとか、そうじゃなくて、状況が変わる未来が来るからやっていかなあかんという考え方を持ってほしいと思ったんで、質問させてもらいました。答弁は結構ですけど、ちょっと僕とは話が違ふと思えますけど、やっていただけるんやったら。

以上です。

○議長（森下伸吾君）16番 土井君。

○16番（土井裕美子君）同じところですよ。12ページの委託料で773万5,000円かかるということですけども、もう少し、そのアプリを導入して、どのような形で地域通貨をされるのかというご説明と、それと、この委託料というのはずっとこれから毎年かかってくるのかどうかというのを、その辺を少しご説明していただきたいのと、だいたいどのぐらいから開始するのか。やりますと言ってもすぐには、まず市民の方々に周知をした上でないかと思えるんですけども、今後の予定等が分かっておればお教えいただきたいと思えます。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）まず、目的から言わせていただきますと、物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券30%を発行させていただいて、地域消費の喚起、下支えし、市内事業者への支援も同時に行うということになります。

内容なんですけど、橋本市内で使えるデジタル商品券をスマートフォンなどで購入した方に対して、購入額の30%を付加します。例えば1万円を購入していただいた場合、1万3,000円分のデジタル商品券になるということになります。

購入される方ですが、これは市民だけではなくて、市外からも観光等で来ていただいた方に活用いただけるということで、どなたでも購入可能で進める予定でございます。

あと、購入の上限額というのを設定させていただいてまして、一口5,000円で、一人当たり二口を限度額として設定をする予定でございます。

あと、店舗等ですが、これまで事前登録した橋本市内の事業所、今までペイペイ等でも使っていただいている等の事業所が約600件あるんですけど、そういった事業所も含めて、さらにより多くの事業所に制度について周知と、それから理解も図りつつ、同時に進めていきたいというふうに考えています。

そういったことで、一定、新たな取組ですので、事業所への説明、それから市民の方への周知期間というのが設定する必要がありますので、9月頃開始させていただいて、令和6年の2月末に、できるだけ短期で消費をさせていただくというふうに考えています。

なお、特に市内の小規模事業所、例えば大型店舗等と使える額を前回は設定させていただきましたが、このプレミアムがついた3,000分については、市内の中小事業所に使わせていただくと、そんな設定を考えているところです。

あと、委託料につきましては、この導入をするためのシステム設計ということでありますので、今年度のみの支出になります。

以上、説明をさせていただきます。

○議長（森下伸吾君）16番 土井君。

○16番（土井裕美子君）そうしましたら、ここに書いてある地域通貨事業補助金というのは、商品券のみというのを考えてらっしゃるということでございますか。前ご質問された方の議員やったら、地域通貨って名前を何とかコインとかつけて、そういうようなイメージも私にはあったんですけども、それには使わないということなんでしょうか。その辺が分からないところと、単独の委託料ということは、毎年この事業をしようと思ったら、毎回この委託料というのがかかるんですか。それとも、システムが構築してあったら、こちら側で何回もこの商品券を発行しようと思ったら、委託料はかからずにできるということなんでしょうか。すいません、あまりよく分かってないので、もう少し説明をお願いいたします。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）まず、デジタル通貨といえど、スマートフォンの中に通貨が入っていて、金額が入って消費をされるというような仕組みになっています。ペイペイと同じような活用の仕方です。ただ、今、議員がおただしのように、スマートフォン等活用してない方については、違う形で、カード等を作って購入していただいて消費されるという仕組みが公平性を保つためには必要だというふうに認識しています。

あと、委託料についてですが、システムを構築できますので、一定の新たな方法での使用については保守等の費用がかかっていくと思うんですが、制度を設計する、システムを設計するという委託料については今年度のみでございます。

○議長（森下伸吾君）8番 田中君。

○8番（田中博晃君）同じところです。先ほど7番議員の質問でもスマホ決済がという話やったんですけども、そんなん2年前から普

通にやってきましたやん、みんな。それを理由にするのはどうなんかなというのがまず思いました。

それはそれでいいんですけども、中小企業中心ということなので、端末を持ってないところもたくさんあるかと思います。ただ、今の今回の内容を見たら、ほぼほぼ5か月限定やんということになった場合には、果たして中小企業がその端末を借りてもらえるのかなという不安はあります。その辺りについて、何か補助関係とか考えてられるのか。借りた、端末入れたはいいけども、5か月になったら使えれへんなったというのは余計よくないんじゃないかなというふうに考えます。

もう一点が、そのページの一番下のふるさと便のところなんやけど、こちらも、私も一般質問したり、また9番議員が予算委員会でもかなり言ってくれていました内容で、これもできることについては大変ありがたいし、やはり橋本市の地場産品、特に商業品というのを表に出していく機会としては、すごいいいタイミングなんかなと。今日も朝からテレビで多分、議会で見れてないけれども、生放送もされていました。

そんな中で、1業者当たり30万円のまず根拠ですね。併せて、例えばポスのタイミングで30万円もしかしたら超える場合もある。レジ閉めるタイミングで、もしかしたら31万円になったかもしれへん。じゃ、その1万円はもう送料無料の分外れたから、あんたのところ個人持ちねとかなるんかという、細かいルールがよく分からないんですけども、そこを含めて質問いたします。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）まず、先ほど、カードを新たに作るという答弁をさせていただいたんですが、今回デジ田の交付金を使用してデジタル化を推進するという意味で、カ

ードは作らず、スマートフォンのみ対象ということで訂正させていただきます。

それであと、ご質問いただいた件ですが、上限額を30万円に設定した根拠といたしますのは、商工業者のインターネット販売件数が現状把握できないという状況の中で、上限を設定せずに導入した場合、予算内での執行が見極めのところというのは非常に難しいので設定をさせていただきました。30万円というのは、全ての商工業者が利用できないこと、また、商品によりますが、最大1件当たり1,000円ぐらいということで、最大300件は送付が可能ということで、売上げベースで一定の効果が見込めるとということで、こういった数字を設定させていただきました。

あと、事業者が上限30万円を超えないように運用できるかというところでございますが、送料無料商品を設定して在庫設定するとか、それから複数サイトで出品している場合も、特定サイトに限定して在庫設定などをするというような工夫が限度額いっぱいまで設定できるというふうには考えています。

しかしながら、サイトによっては設定方法等が違うために、ご利用のサイトに応じて事業者に対応いただく必要がありますが、その状況に応じて財政部局とも相談していきたいと、そんなふうに考えています。

○議長（森下伸吾君） 部長、端末に関する補助はどうですか。

経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君） 事業所については、端末等、当然ご負担していただかなければならないんですが、現時点では端末についての補助は考えておりません。ただ、その後の導入がどれぐらいの予算規模で動いていくとか、そういったところをきっちりと説明しながら、理解していただいて、運用していきたいと、そんなふうに考えています。

○議長（森下伸吾君） 8番 田中君。

○8番（田中博晃君） 今のところなんですけれど、やっぱり業者からしたら、システム入れる、端末が必要やったら端末入れるというのが結構な経費になってくると。そんな中で、今回中小が中心ということであれば、持っていないところも参加しようかなとなったけど、結果的に5か月でこれ、終わってしまうやんかとなった場合に、中小の企業が、かえってそこが負担になって参加しないということにならないかという心配があるんですけども、もう一度確認しますけど、そこを僕は一番、やることはオーケーなんよ。その内容を危惧しているんですけども、いかがですか。

○議長（森下伸吾君） 政策企画課長。

○政策企画課長（中岡勝則君） 今回のデジタル通貨の利用に際しましては、お店とか利用可能な店舗での設備の投資というのは必要なくて、QRコードを利用の方がスマホで読み取ることで決済ができるという仕組みを使おうと思っておりますので、お店に機械を置くということはありませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（森下伸吾君） 5番 阪本君。

○5番（阪本久代君） 同じところなんですけれども、今のお話で、お店の側で言えば機械を置くことは要らないと。先ほど店舗は600件ぐらいというお話だったんですけども、そもそも私、現金ばかりでペイペイとかも全然使っていないので、本当に普通に買物に行ってプレミアム商品券が使えるのかなという疑問が一つあるんですが、それで600件ぐらいということやったけども、それは聞き間違いではないのかというのが一つ。

それと、物価高騰の影響を受けた生活者に対してということであるんですけども、先ほど、カードは作らないということで、やはりスマホを持っている人、持っていない人での

不平等というか不公平があると思うんです。その辺で、なおかつ市内外問わず、どなたでも購入できるというところら辺ですごい引っかかるんですけども、その辺はどうお考えなのか、まずお尋ねします。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）まず、QRコードを使ってデジタル通貨が使えるというところなんですけど、例えばペイペイの場合ですと、付加されるポイントというのが後日、1か月後で給付されて、なおかつ、そのポイントは市内だけではなくて市外やネット販売等いろんなところで活用できるという仕組みがあります。そういった意味で、今回提案させていただいてますデジタル通貨というのが、プレミアム分は市内の事業所、それからもとの1万円についても市内の事業所でのみ利用できるということで今回導入をさせていただいたところです。

あと、スマホにつきまして、これまで高齢者等がなかなか活用できてなかったといった、そういったことの心配があったんですが、前回導入させていただいたペイペイのキャンペーン等でも、私たちが思っている以上に高齢者の方が利用させていただいて、なおかつ、マイナンバー制度の中でポイント等が付加される中で、市民の方へのスマートフォンの導入というのかなり広がってきたのではないかなというふうに思っています。

もちろん、スマートフォンの利用については、行政としてもしっかり使ってもらえるようなお手伝いは引き続きしていかなければならないと、そんなふうに考えています。

以上です。

○議長（森下伸吾君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）さっき一つ確認した600件、これは間違いのないのかということをお願いします。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）過去、商品券等発行させていただいて、ペイペイの利用店舗についても約600件です。ただ、じゃ、それで十分かということではありませんので、今回デジタル通貨を導入するに当たって、より多くの事業所が登録していただけるように努力していきたいと、そんなふうに考えています。

○議長（森下伸吾君）5番 阪本君。

先ほどの答弁もれでよろしいですね。

○5番（阪本久代君）さっきのは答弁もれです。次の質問です。

この説明書には書いてありませんでしたけれども、今の説明で、一口5,000円で1人二口までということなので、言うたら2億円を1万円という、かなりたくさんの方が利用できるということにはなると思うんですけども、ただ、やっぱりプレミアム率が30%って、今までになく大きいですよ。それをやっぱりできるだけ、言うたら幅広い人が使えるようにということが一番大事だと思いますし、商店のほうにしてみれば、それで購入してもらえたら一番いいということにはなると思うんですけども、ただ、要するに、よう使いこなせてない人間からすれば、何かすごく不公平なような気もするんですけど、その辺の使い方であるとか啓蒙も含めて、そういうことにももっと力を入れていただきたいなというふうに思います。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）今回のデジタル通貨については、議員おただしのように、使ってもらえる方についても、本当に利用方法が分からないとか、様々な質問や意見も出ると思います。そこについては、経済推進部だけではなくて、職員それぞれが他の部署でも説明できるような形での周知を図ってい

きたいと、そんなふうを考えています。

一方、事業所においても、登録の仕方であるとか、それから利用していただいた後の支払い業務がどうなるかとか、いつ払っていただけののか、現金が回らない状況が続きますので、そういったところもきっちりと説明をして周知を図っていきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（森下伸吾君）ほかに。

3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）同じところになります。まず、デジタル地域通貨事業というのは今回単年度でやるということだったんですけども、これからDXやっていくということで、将来を見据えて、こういう社会をつくっていくんだということを前提に、今回一つの事業ですけども、しっかり教訓を集めて、これが今後この橋本市内で、より市民の皆さまが使い勝手がいい、そういった制度設計になるようにしっかりと教訓を集めて、今後のデジタル事業につなげていっていただきたいと思っております。

あともう一点、確認なんですけども、このデジタル地域通貨、DXの効果というところなんですけども、これから少子高齢化で人が少なくなってくるので、人を少なくするか利便性を高めるということなんですけど、今回予算が1,500万円ぐらいですか。ほかの給付事業に関しても、子どもに3万円渡す、5万円渡すということに対して、それにかかる費用が1,500万円程度の経費がかかっていることを鑑みますと、デジタル通貨事業を入れたことで、経費削減という意味においては、あまりこの効果というか、経済的な税金の使い方の効果を得てないような感じがするんですけども、ということは、目的としては、市民の利便性の向上ということしかないんですけども、そうなったときに、アプリを持って

いる人しか使えませんということになったときに、そこもぐらついてくるような印象を受けるんですけども、そこに関してはいかがでしょうかとということ。

もう一個、今回1万円ですと1万3,000円つけるということなんですけども、これ、2億円なので2万口ですかね。橋本市の人口6万人で、世帯数、多分2万世帯を超えていると思うんですけども、そもそもの制度設計として、橋本市の全世帯の方がこれを要望したときに全員に絶対行き渡らない制度設計というものは、市の事業としていかななものかと。それに加えて、市外の人も買えるという制度設計になってますので、そうなったときに、最低限、橋本市の方が希望すればこの恩恵を受けられるという制度設計にしたほうがいいのではないかとということに関しての見解を伺いたいと思います。

以上でございます。

○議長（森下伸吾君）総合政策部長。

○総合政策部長（土井加奈子君）ご意見ありがとうございます。

まず、今回、先ほど議員の皆さんからおただしがあつたように、初めてデジタル通貨という制度を設計いたします。経済推進部長申しましたように、9月の開始に向けて制度を構築していくんですけども、構築して、まず慣れていただく。そして親しみを持っていただくという点でプレミアムのついた商品券を発行いたしまして、皆さんに周知というか慣れていただくことがまず目的でもあります。

それから、先ほど申しました平等性という観点から、カードというところも今回も考えたんですけども、まずはやはりDXの推進ということで、まずはスマートフォンをお持ちの方ということで今回は対象とさせていただきます。今後につきましては、

システム上、カードの利用というところも考えられますので、またそこについては検討を進めていきたいと思えます。

それから、平等性というところを言っていたら、確かに人口6万人に対して2万口というのは人口分ではないのではないかと。一口5,000円を予定してますので4万口ということにはなるんですけども、それについてでも上限が二口までいけますので2万口が対象になると思うんですけども、プレミアムのついた商品券を利用いただいて、消費の喚起という観点からも、今回このような形で進めさせていただく次第でございます。

ですので、将来のデジタル化を見据えたところになりますと、このデジタル通貨制度を利用いたしまして、今後これが定着いたしましたら、例えば協働に対するポイントでありますとかボランティアに対するポイント、それから介護予防ですとか健康づくりなどに対してのポイントを付与するなどという方向も考えられるかと思えますので、今後はその点につきましても随時検討していかないとはいけないと思っております。

以上です。

○議長(森下伸吾君)ほかにございませんか。

9番 堀内君。

○9番(堀内和久君) すいませんね、同じところで。しゃべらんとこうと思ったんですけども、やっぱり最終的に総合政策部長が手挙げてきて、こういうふうにするだろうなと思ったら案の定。元議員の質問の内容そのものの答弁であって、彼はずっとそれを言ってきたんで、今回は政策と、僕、経済部がかみ合っとなるように感じないんですね。というのは、今回のお金の色はデジタル化ですよ。だから別に、カード、クーポン券とかプレミアム商品券のデジタルというふうにたまたま当てはまっただけで、デジタル化を橋

本市の中で推進していく選択肢の中の一つがこれだったのかなというふうには僕を感じるんです。

だから、そもそも論、政策として長期総合計画を踏まえた上で、今、3番議員がおっしゃったように、骨格の部分で、デジタル庁ができて、いろんな、こども家庭庁できて、国の動向というのを見た上で、5年後、10年後の未来の橋本市がどうなるということを見えとったら、今まで過去の提案型の一般質問に対して真面目に検討を重ねた結果、何かこういう補助金あったときに打って出るんやでという形が整っておれば、もっと円滑に行くと思うんです、はっきり言うて。だから、やっぱり過去の議事録をもう一回見てもうたら分かると思うんですけど、間違った答弁してないと思うんやけど、間違った質問してなかったでしょうという。この議場にもういらっしゃらないんで、仲よかった元同僚議員なんで、それを議事録に載せておきたかった。

だから、別に前向いてしようとすることを否定はしません。大賛成です。ただ、長期のスパン考えて、スマホを持っている、持っていないであつたりとか、課題蓄積っておっしゃいますけども、それに前向きに検討していただくのも大変ありがたいんですけど、そんなもんは2年前にできていますということ、準備の期間でデメリットの部分は調査研究していたら、この答弁も変わっていったんではないかなというふうには思うんです。その辺について、思いだけ述べていただきたいと思えます。

○議長(森下伸吾君) 総合政策部長。

○総合政策部長(土井加奈子君) 以前からご質問いただいていることを承知しておりまして、今回もそのご質問の内容に沿ったような事業の構築ということになったことにつきまして、ただ、遅いか早いかというと、早く

はなかったかもしれません。今までも、おっしゃるように、クーポン券を何度か発行した中で、かなりの印刷費であったりとか事業費がかかっていました。その分につきましては、やはり反省点も含め、今後デジタル通貨を構築することで、今後もっとデジタル化に向けてと、それから地域経済の活性化に向けて、併せて活用させていただけたらと思って今回の構築となりました。ご理解をよろしく願います。

○議長（森下伸吾君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）大変よく分かりました。理解しました。だからこそ、過去の事業を継承するとか、PDCAサイクルというのがきちんと行われるべきなんかなということをし述べて、ありがとうございました。

○議長（森下伸吾君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ありませんので、歳出を終わります。

引き続き、歳入に入ります。

5ページをお開きください。

歳入全般について行います。

質疑ありませんか。

6番 高本君。

○6番（高本勝次君）6ページのところです。その下の学校給食費のことでお聞きしたいんですけども、一つは、今回交付金が来ることでこういう3か月の無償化を実施していただくことは、市民の声を反映して、前議会での声が多かったんで、すごくそういう意味では市民も喜ばれることだと思います。

しかし、その中で、議会としては、やっぱり全会一致で無償化を進めていこうというふうな意向でみんな一致したわけなんで、今後どんなふうな考え方で、この無償化についてのこれからの考え方についてお尋ねしたいと思います。

○議長（森下伸吾君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）高本議員の質問にお答えします。

今回3か月間無償化できたというのは、臨時交付金が入ってきて、財源保障がやっぱりできた。高本議員の言われるように、2億円強入っているんですけど、これを全て充ててしまうと、事業者の支援も全く手を出せないというふうなところもあります。

私たちにとって何が大切かという、財源をどう確保していくかという。高校無償化する、大阪府もありますけど、給食費を無償化というのは、やっぱり今議論になっているのは、財源を、毎年2億円をどうやって確保していくか。恐らく投資的経費ということになってくると思います。ということは、投資的経費の財源を、じゃ、2億円ずっと10年間出し続けるということは20億円要するということですし、今実際に、給食費を払えない子どもたちには既に無償化もしています。私たち、18日にまたこども家庭庁に行って審議官と話をしてくるんですけども、やっぱり今後、国の流れがどうなっていくのか。国が財源を確保してくれるのか。和歌山県も知事の公約やったんで、知事もちょっと最近トーンダウンしたみたいで、任期中とかという話も今、入ってきます。うちもやっぱり、例えば国が3分の1、県が3分の1、市が3分の1ということであれば、何とか財源の確保はできるかなというふうには思っています。

ただ、私たちにとってもやらなければならないこともたくさんあると思いますし、デジタル通貨も今いろいろご意見いただいて、私たちは決して排除していたわけじゃなくて、今回、デジ田の予算が総務省から認められた。これも国会議員の力を借りてできたんですけど、それで、これから財源がで

きて、半分は一般財源ですけども、そういうふうにはいかないので、これからデジタル化も進めていくし、先ほど総合政策部長も言ったように、ボランティアをしていただいた方にポイント付与して、市内で消費喚起していただくということも、そういういろんなところの財源というのを常に考えています。給食費だけでよかったら、それでもええと思うんですけども、ただ、まだまだこれから学校の改修であったり教育のICTであったり社会保障の問題であったり、そういうところのやはり財源をしっかりと確保しないと、平成27年時代には戻したくありませんので、常に余裕のある財源をもってやっていきたいというふうに思っています。今回の3か月については、請願も通りましたので、そういうところも加味しながら。ただ、まだ財源というところが私たちにとっても難しいところでもありますし、そういうことを含めて国・県の動向も見ながら、給食費の無償化については今後考えていきたいと思えます。

国のほうも、医療費も無償化という問題もありますし、そこの所得制限を撤廃するという話もありますし、そういうところをトータルに考えて、医療費、今単独で無償化してますけど、それを国もお金出してくる、県もお金出してくれるとなると、財源に余裕が出てきますので、そこを私たちはしっかり見ながら。確かにこどもまんなか施策になっていますけど、でも、高齢者もいてはりますし、若い方たちもいてる。そこに対してどれだけの財源を確保していくかということを真摯に考えていかなければなりませんので、ぜひ日本共産党も給食費を無償化せよという、国のほうで財源をしっかりとつけなさいという議論を国会のほうで展開をしていただければいいのかなというふうに思います。やはり、財源

あつての施策ですので、その辺はご理解をお願いしたいと思います。

○議長（森下伸吾君）ほかにありませんか。
7番 岡君。

○7番（岡 弘悟君）同じところで恐縮なんですけど、一点だけ、所得制限の話も市長からも今お話しいただきましたけど、この場合、所得制限ないんですけども、いろんな、ほかに派生するとややこしくなるんであれですけど、所得制限の話で何度か僕も質問もさせてもうている中で、行政の考え方は十分理解しているつもりなんですけども、そのときに頂いていた答弁と、今この無償化すのに所得制限を設けてないという、その理由というのはどういうことなんですか。その辺聞いとちゃんと整合性取れないんで。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君）今回の給食費無償化につきまして、先ほど市長も言っていたように答弁していただいておりますとおり、就学援助の必要な方には既に無償化を進めておると。今回、給食費を徴収対象となっている世帯の支援として、所得制限を設けずに、全ての児童生徒の3か月分の給食費の無償化を取り組みたいと思い、提案させていただきました。

○議長（森下伸吾君）副市長。

○副市長（小原秀紀君）今回につきましては、物価高騰ということですので、所得に関係なく影響を受けておるという理由で全ての世帯を対象に無償化にしました。

○議長（森下伸吾君）ほかにありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ありませんので、歳入を終わります。

それでは、歳入歳出全般について行います。
質疑ありませんか。

8番 田中君。

○8番（田中博晃君） すんません、もう一回だけ12ページの地域通貨のところなんですけれども、中小企業が中心ということで、手数料ですね。お店が払わなければならない手数料は発生しないのか。発生せえへんのやったらええねんけど、普通のペイペイって、たしか発生したかと思うんですけれども、その部分がどうなるのかというのがまず一点。

あと、DX全般についてお伺いしたいんですけれども、今回予算のほうでDX上がっておりますけれども、まだまだ足元で、例えば市の様々な申請においても、様式はダウンロードできるけれども、プリントアウトして持ってこいよとか、そこまで至ってないのもかなりある中で、今回こうやってDX全般でいろいろ上げていただいておりますけれども、DXに至る前の部分の、市のシステム上メールでは申請できないよとかっていっぱいあるんですけれども、そういったところも全て解決していってもらえるのか。その二点についてお伺いいたします。

○議長（森下伸吾君） 政策企画課長。

○政策企画課長（中岡勝則君） 地域通貨を使用することによって各利用されるお店で手数料が発生するのかというご質問に対しては、発生しないということになっています。この予算の立てつけ上、ややこしいんですけど、総務費の政策企画課の電算関係の予算のところに手数料的なものを全部含めておりますので、そこで一括してかかる費用についてはお支払いするような予算となっております。

あと、DXの推進に関しましては、今日またお願いをさせていただいて開催していただくことになっています全員協議会のほうで説明の項目を設けていただいているんですけど、今回、先ほどからご質問の件については、デジ田の交付金を受けて実施していく事業というのも多くございます。申請に関しましても、

これからLOGOフォームとかLINEとか、いろんな申請の一番最初の窓口となるところを使ってこれから構築していくわけでございますけども、庁内のワーキンググループ等も設けた中で、どういった仕組みで運用していくのが一番市民にとっても庁内にとってもいいのかということもこれから議論していったらいいかなというふうなところも考えていって、利用しやすいそういうフォームをつくっていきなさいと思っておりますので、ご期待じゃないですけど、見ていただく中でまたご意見とかあれば、ホームページとかも整えていきますので、またご意見とか頂けたらと思っておりますので、よろしくお祈りいたします。

○議長（森下伸吾君） ほかにありませんか。

16番 土井君。

○16番（土井裕美子君） 全般なので、8ページの000222の行政改革推進に要する経費の委託料の書かない窓口導入事業委託料なんですけども、これって、事業内容の説明を見ますと、来庁時に混雑による待合や記載間違いなどのミスを防ぐため、申請時の作成補助は事前に質問内容を入力することでと書いてありますが、これは委託をした業者が窓口の周辺におられて何か補助をするということなのか。その辺のご説明をしていただきたい。

その下の001007の電力・ガス・食料品等価格高騰対策に要する経費の中の12の委託料のコールセンター等運営委託料とあるんですが、このコールセンターというのは、ここは福祉課のところを出ておりますが、電力、ガス、食料品等の価格高騰に対する経費の全般的なことに対するコールセンターを設けるということによろしいでしょうか。その辺、分からないので説明してください。

○議長（森下伸吾君） 財政課長。

○財政課長（三浦康広君） 議員のご質問にお答えします。

まず、来庁時に記載間違いなどのというご

指摘なんですけども、書かない窓口の運用方法につきましても、これから構築するにつれ検討していくんですが、今の想定といたしましては、市民が窓口に来られまして、タブレットなんかで申請書を書くとか、あと本人確認書類、マイナンバーカードなんかをかざすこと、読み取ることによって本人の申請書が印字、申請書に転記できるというようなシステムを考えております。

もう一つは、自宅でスマートフォンで事前のアンケートによって来庁前に必要事項を記入することによって、来庁時、QRコードで市役所の窓口で読み取ると、申請書に全て必要事項が記入されるという、そういう形を想定しております、これが先ほど説明に書かせていただいていた来庁時の混雑を防ぐ、こういう形につながってくると。そういうふうなことになっております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）続きまして、民生費の中の福祉課のコールセンター等運営委託料につきましても、こちらは価格高騰の負担の大きい低所得者の世帯に軽減を図る事業ということで3万円を交付するわけでございますけれども、対象世帯としては7,000件程度と家計急変の世帯がございます。こういった世帯の方のための申請の手続き方法等につきましてのコールセンターの設置でございますので、その他の支援事業に関する問合せのためのコールセンターではございません。よろしく申し上げます。

○議長（森下伸吾君）16番 土井君。

○16番（土井裕美子君）今、私たちもスマホをちゃんと使いこなせてない世代の1人なんですけれども、本当にこれからどんどんDXは進めていかねばならない事業でございますので、市民の皆さまの中にも、やはりなかな

か使いこなせない方もいらっしゃると思いますし、研修会等も含めた取組も同時進行しながら、この取組はどんどん進めていっていただきたいと思っておりますので、先に事業だけが進んでいって、どんどんどんどん取り残されている方がないように、誰一人取り残さないための事業をしているにもかかわらず、取り残されている方が増えることのないようにということを要望いたしまして、答弁は結構でございます。ありがとうございます。

○議長（森下伸吾君）ほかにありませんか。

3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）同じところで窓口業務デジタル化で、私、短い期間ではございますけれども、市役所の窓口で何か本当に長蛇の列で待っているというのをあまり見かけたことがなくて、それに対して1,266万円のお金を投資する価値があると思ってこの予算を計上されているという認識でまずいいのかということでございます。

それと、話大きく全般なんですけども、これからやっぱり橋本市民の皆さまの声を聞くと、やはり少子高齢化で先行きが心細いという声を聞く中で、いかに地域経済が活性化するかというところの総合政策的なところをしっかりと考えなくちゃいけないんですけども、こういう国の予算が入ったときに、今回の補正予算の部分は緊急対策というところもあるんですけども、末端の方にお渡しするということもあるんですけども、よく言われる相乗効果ということをよく総合政策で考えられると思うんですけども、よくあるのが、ホテルに宿泊される方に対してクーポンを出すことでその方が飲食もするしお土産も買うだろうということで、5,000円とかの補助の税金を投入することで1万円、2万円、3万円の県内の消費、市内の消費が喚起されるということ想定したような、そういったシナジーと

いか相乗効果を期待できるようなものに予算をやっぱりどんどん投入していくということが今後必要なかなというふうに思いますので今回本当に緊急事態ということなので、こういう形になったと思うんですけども、やはり市役所の皆さまに関して、行政の皆さんに関しては常に、先ほど給食費の財源がないという話なんですけども、じゃ、どうやって財源を増やすかということ念頭に入れた、そういう政策を総合的に考えていただければ、よりよい橋本市になるかなというふうに思いますので、ぜひご検討いただければと思います。

その窓口業務デジタル化の評価、今現在ございますので、この1,266万円を、今、かけるだけの価値があると思われているかどうかだけ確認したいと思います。

○議長（森下伸吾君）総務部長。

○総務部長（井上稔章君）ただ今のご質問にお答えいたします。

市民課、議員訪れられたときは人があまりいなかったということなんですけれども、せんだってから、マイナンバーの交付等でもかなりの時間、努力して費やしているというのが現状でございます。今回の予算で全てDX化が進むかという、それはなかなか難しいですが、今回想定しておるのは、先ほど財政課長も答弁いたしましたように、電子化、DX化の先駆けということで、将来的には、スマホでできるような申請等については全て自宅でできる。できるだけ来庁しなくてもいい。コンパクトな市役所にするところをめざしての予算となっています。ですので、今回の投資は必要な金額だというふうに考えております。

また、経済的な効果、様々なやり方があるとは思いますが、しかしながら、これ、私の範疇ではないかもしれないですが、今回の、地

域通貨という表現になってはいますが、実際はプレミアム商品券という扱いになるんですが、これでも2億6,000万円程度のお金は市内に回るといったところがありますので、今回は、市としては、こういう施策で地域に活性化を呼び込みたいというところを考えておるということでご理解ください。

○議長（森下伸吾君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっておりまして議案第1号については、委員会の付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第1号 令和5年度橋本市一般会計補正予算（第1号）について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

この際、11時10分まで休憩いたします。

（午前11時2分 休憩）

（午前11時10分 再開）

○議長（森下伸吾君）休憩前に引き続き、会

議を開きます。

日程に従い、議案審議を行います。

次に、議案第2号について質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君)質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第2号については、委員会の付託を省略いたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君)ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君)討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第2号 令和5年度橋本市介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君)ご異議ありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君)質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第3号については、委員会の付託を省略いたしたいと

思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君)ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君)討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第3号 工事請負契約の締結について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君)ご異議ありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君)質疑ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第4号については、委員会の付託を省略いたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君)ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君)討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第4号 工事請負契約の締結

について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君)ご異議ありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君)質疑ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第5号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君)ご異議ありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君)討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第5号 訴訟上の和解について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君)ご異議ありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 橋本伊都衛生施設組合議会議員の選挙

○議長(森下伸吾君) 日程第11 橋本伊都衛生施設組合議会議員の選挙 を行います。

この選挙は、組合規約第5条の規定により本市議会議員の中から4人の議員を選挙する

ものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君)ご異議がありませんので、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君)ご異議がありませんので、議長において指名することに決しました。

橋本伊都衛生施設組合議会議員に岡本安弘君、南出昌彦君、田中和仁君、森下伸吾の4人を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今議長において指名いたしました4人を、橋本伊都衛生施設組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君)ご異議がありませんので、ただ今指名いたしました岡本安弘君、南出昌彦君、田中和仁君、森下伸吾が橋本伊都衛生施設組合議会議員に当選されました。

ただ今、橋本伊都衛生施設組合議会議員に当選されました岡本安弘君、南出昌彦君、田中和仁君、森下伸吾に本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

日程第12 橋本周辺広域市町村圏組合議会議員の選挙

○議長(森下伸吾君) 日程第12 橋本周辺広域市町村圏組合議会議員の選挙 を行います。

この選挙は、組合規約第5条の規定により、本市議会議員の中から4人の議員を選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、議長において指名することに決しました。

橋本周辺広域市町村圏組合議会議員に岡本安弘君、南出昌彦君、堀内和久君、森下伸吾の4人を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今議長において指名いたしました4人を、橋本周辺広域市町村圏組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、ただ今指名いたしました岡本安弘君、南出昌彦君、堀内和久君、森下伸吾が橋本周辺広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

ただ今、橋本周辺広域市町村圏組合議会議員に当選されました岡本安弘君、南出昌彦君、堀内和久君、森下伸吾に本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

○議長（森下伸吾君）この際、報告をいたします。

昨日の総務経済委員会における委員長の互選の結果を受け、伊都消防組合規約第5条第1号のただし書の規定に基づき、本市議会議員の中から、伊都消防組合議会の議員を選挙する必要が生じております。

以上で報告を終わります。

お諮りいたします。

この際、伊都消防組合議会議員の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、伊都消防組合議会議員の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決しました。

これより、伊都消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、議長において指名することに決しました。伊都消防組合議会議員に田中博晃君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今議長において指名いたしました田中博晃君を、伊都消防組合議会議員の当選人と

定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、ただ今指名いたしました田中博晃君が伊都消防組合議会議員に当選されました。

ただ今、伊都消防組合議会議員に当選されました田中博晃君に本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

日程第13 伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合議会議員の選挙

○議長（森下伸吾君）日程第13 伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合議会議員の選挙を行います。

この選挙は、組合格約第5条の規定により、本市議会議員の中から議員1人を選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、議長において指名することに決しました。伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合議会議員に堀内和久君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今議長において指名いたしました堀内和久君を、伊都郡町村及び橋本市老人福祉施

設事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、ただ今指名いたしました堀内和久君が伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合議会議員に当選されました。

ただ今、伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合議会議員に当選されました堀内和久君に本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

日程第14 伊都郡町村及び橋本市児童福祉施設事務組合議会議員の選挙

○議長（森下伸吾君）日程第14 伊都郡町村及び橋本市児童福祉施設事務組合議会議員の選挙を行います。

この選挙は、組合格約第5条の規定により、本市議会議員の中から議員1人を選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、議長において指名することに決しました。伊都郡町村及び橋本市児童福祉施設事務組合議会議員に垣内憲一君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今議長において指名をいたしました垣内憲一君を、伊都郡町村及び橋本市児童福祉施設事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、ただ今指名いたしました垣内憲一君が伊都郡町村及び橋本市児童福祉施設事務組合議会議員に当選されました。

ただ今、伊都郡町村及び橋本市児童福祉施設事務組合議会議員に当選されました垣内憲一君に本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

日程第15 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（森下伸吾君）日程第15 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

この選挙は、広域連合規約第8条の規定により、本市議会議員の中から1人の議員を選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、議長において指名することに決しました。

で、議長において指名することに決しました。

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員に堀内和久君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今議長において指名いたしました堀内和久君を、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、ただ今指名いたしました堀内和久君が和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただ今、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました堀内和久君に本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

○議長（森下伸吾君）この際、報告いたします。

総務経済委員長、文教厚生建設委員長及び議会運営委員長から、委員会において調査中の事件につき、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査をいたしたい旨の申出がありました。

お諮りいたします。

委員長申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、委員長申出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査に付することに決しました。

○議長（森下伸吾君）以上で、本日の日程は終わりました。

これにて、本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

○議長（森下伸吾君）閉会にあたり、市長から発言の申出がありますので、市長の発言を許します。

市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）閉会にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

昨日より市議会臨時会を開催させていただき、専決処分事項の承認案件ほかについてご審議を頂き、誠にありがとうございました。

今臨時会におきまして、新しい議長、副議長が選任され、また各常任委員会の構成も決まりまして、新たな市議会の体制がスタートいたしました。市民の負託に応えるため、本市にとっても最良の意思決定の上、施策が推進できますよう、お力添えを頂きたく、よろしくお願い申し上げます。

さて、本市におきましては人口減少、少子

高齢化、厳しい財政状況はもとより、新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化、情報通信技術の浸透によるデジタル・トランスフォーメーションの推進など、新たなライフスタイルへと移行する中で、様々な課題が山積しております。一人ひとりが幸せが実感できる元気なまち橋本市の実現に向け、これまでの既成概念にとらわれず、市議会、市民、団体、企業などの皆さまからのご意見も頂きながら、職員と一丸となって、さらなる改革、改善へとチャレンジしてまいります。

今後とも議員各位の絶大なるご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。閉会のごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（森下伸吾君）これにて、令和元年5月橋本市議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

（午前11時29分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 森下伸吾
5番議員 阪本久代
17番議員 石橋英和